

草津市有償運送運営協議会会議録

平成20年3月19日

草津市産業建設部都市計画課

草津市有償運送運営協議会会議録

日 時 平成20年3月19日(水)

午後1時30分～午後3時20分

場 所 草津市役所4階 行政委員会室

草津市有償運送運営協議会

○出席委員(16名)

1号委員	片岡 忍	田内 宏一	山本 芳一
	入江 満		
2号委員	古川 喜正	木村 孝一郎	服部 堯
	加茂 学		
3号委員	垣見 節子		
4号委員	井尻 憲司	(代理 後藤 浩之)	
5号委員	村西 均		
6号委員	柳田 貞男		
7号委員	村井 龍治	前野 奨	
	岸本 博光	(代理 竹村 博)	
	中村 良治	(代理 茶木 修一)	

○欠席委員(1名)

3号委員 石本 吉孝

○事務局および説明員

産業建設部主監	内田 收
産業建設部都市計画課参事	中村 義嗣
産業建設部都市計画課主査	川元 康弘
産業建設部都市計画課主査	橋本 哲男
産業建設部都市計画課主事	田中 健介

議 事 日 程

開 会

1. 会長あいさつ

2. 議事

(1) 前回協議事項について

- ・ 協議会名名称変更について
- ・ 福祉有償運送登録申請の流れについて（申請書式）

(2) 福祉有償運送の必要性について

(3) 草津市福祉有償運送運営協議会審査基準について

- ・ 審査基準説明
- ・ 幹事会の運用について

3. その他

- ・ 今後のスケジュールについて

閉 会

(1 時 3 0 分開会)

○内田産業建設部主監 皆様、本日はご多忙な中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

これより第2回草津市有償運送運営協議会を開催いたします。

次第に従いまして進行させていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきますと思います。まず初めに会議の次第、資料1から3までございます。3はちょっと分厚いと思いますが。あとは、意見シートとなっております。もし、必要なものがございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

本日の会議でございますが、草津市有償運送運営協議会設置要綱第6条第7項の規定に基づき、公開ということで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の委員のご出席でございますが、17名中15名、2名がお見えになっておりませんが、15名ということでありまして、設置要綱第6条3項に定める過半数以上の出席を得ておりますことから、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、村井会長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村井会長 皆さん、こんにちは。

今日は、雨の足元のお悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

2回目の有償運送運営協議会ということでスムーズに運びますように、どうぞご協力いただきますよう、お願いいたします。

○内田産業建設部主監 どうもありがとうございました。

それでは、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。村井会長、よろしくお願い致します。

○村井会長 それでは、早速、議事の方にまいりたいと思います。

きょうは、議事が三つあります。その他で一つということで。2時間以内で納めて、やらせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、一つ目の協議会の名称変更について、前回の協議の問題で起こってしました運営協議会の名称ということ。それから、福祉有償運送登録申請の流れについてという、この2点につきまして、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

特に、1番目につきましては前回、最後に名称をどうするのかという議論が残ってましたので、そこも含めて事務局の方からご説明いただけますか。

○内田産業建設部主監 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思
います。事務局報告案件ということでございまして、運営協議会の名称を「福祉」有償
運送運営協議会としなかった経過ということでございますが、福祉部局が事務局にな
ってます他市の場合と異なりまして都市計画課としましては、公共交通体系全体から
アプローチした関係でございまして、そういう大きな運送形態の類型で識別したため
に、有償運送運営協議会と名前を使用したものでございまして、自家用有償運送の一
つであります福祉有償運送とはしなかったというのが、まず第1点でございます。

2番目でございますが、こういう流れから、国土交通省の方の通達の145号の運
営協議会に関する考え方について、モデル要綱があったわけでございますが、そのモ
デル要綱のタイトルが「有償運送運営協議会」という形になっておりましたので、そ
のまま、その名称を使わせていただいたということでございます。もとより、過疎地
でもございませぬし、そういったこともありまして、扱うことは福祉有償運送のみと
いうことも前提にはなっております。

3点目でございますが、自家用有償運送の種別であります、福祉有償運送についま
しては、規則第51条3項に規定されております。運営協議会については、規則51
条7で規定されております。福祉有償運送運営協議会の用語の法規的な通達はないも
のと理解をしております。

それと、2番目でございますが、運営協議会で取り扱います自家用旅客有償運送は
福祉有償運送のみであるということの確認をさせていただきたいと思えます。過疎地
は、先ほど申しましたように非該当でございますし、運営協議会で取り扱うことが可
能なものは福祉有償運送だけでございます。

市町村運営の有償運送につきましては、地域公共交通会議において、その必要性が
認められることが前提でございまして、登録申請にかかる合意形成も同交通会議の所
掌となるということになってございます。

参考までに申し上げますと、事務局としましては、現在、市の組織体制や財政状況
を踏まえますと、市町村運営の有償運送ということは実質的には、困難であると思
っております。

3番目でございますが、協議会の名称というのは、市民に内容のわかりやすいもの
とするべきという、ここでご指摘をいただいたわけでございますが。ご指摘のとおり、
草津市福祉有償運送運営協議会という名称でありますと、市民の方に非常にわかりや
すい。福祉目的で行われているものだということで認知は得られやすいのかなとい
うふうにも考えております。

一方で、「福祉」有償運送の名称にすることで、福祉サービスの一環であるとの認識にとどまってしまって、当事者、関係者のみの認知で看過され、関心の限定により行き詰まりが起こるのではないかというようなご指摘もいただきました。

それを踏まえまして事務局としましては、福祉有償運送に公共交通の一役を担っているという観点から、有償運送運営協議会の名称のものでお願いできないかとも考えておりますが、採決は会長に委ねるものしたいと思います。

その中で、名称の変更が望ましいとの採決がございましたら、本会議であります草津市地域公共交通活性化再生協議会に付議をしまして、承認後、要綱の一部改正等により名称の変更を実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○村井会長 という事務局からのご報告で、この協議会の中で、どちらの名称がより、この協議会としてふさわしいかどうかというようなことを決めてほしいという、そういうことですから、何か意見ありますでしょうか。

前回、出ていたことがほとんどで、ここに出てきているのも何か、前回の最後の議論からちょっと進めにくいところのような出し方になってるんですけども。いかがでしょうか。

今日は、まだ来られてませんが、加茂委員の方からは少し広げると、誤解を受けるんじゃないかというようなこと。それから、逆に、福祉を取ることによって、広い意味での有償運送という考え方を持てこれるという、両方のご意見があったんですけども。

どなたからでも、何かありましたら。僕自身としてはもう、福祉をつけた方が名称としてはわかりやすいし、進めていく上では、実際にここでやっていくっていう内容のことで考えると、福祉輸送に限るので、そちらにさせていただいた方が、目的上、わかりやすいかなという気がしますけども。

○服部委員 前回、最終のところ、事務局にお任せするというようなことを。

○村井会長 僕もそう思ってたんですけどね。今日は、両立で今、出てきてますので。

○服部委員 ああ、そうですね。

○柳田委員 草津市さんは独自に、体系的にいろんな交通手段を考えておられるので、たまたまその中の有償運送というのに討議をされたんですけども、委員長がおっしゃるように、福祉有償運送に、そういうふうにされた方がいいと思うし、しかも、陸運局さんには申請を、福祉有償運送になってますから、その辺を、それで行く

べきかと思えます。

○村井会長 いかがでしょうか。

ここで、協議でやるのは、いわゆる福祉有償運送に限った事業所の認可等々ですから、そこから余り逸脱する大きな名前をつけちゃうと、かえって混乱を起こすかもわかりませんので、もし、そういうご判断をさせていただけるとしたら、それでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○村井会長 では、皆様方、特に異議がないということですので、今後は福祉有償運送運営協議会ということで、これは草津市の何でしたか。

○川元都市計画課主査 草津市地域公共交通活性化再生協議会。

○村井会長 の方に、挙げていただくということですね、名称変更として。では、その手続でよろしく願いいたします。

では、一つ目の名称については、それでやらせていただきます。

二つ目の福祉有償運送登録申請の流れについてということで、これについてのご説明をお願いします。

○内田産業建設部主監 前回の意見を受けまして、申請の流れと様式につきまして、お手元の資料3でございまして、ちょっと分厚いものでございますが、草津市福祉有償運送ガイドライン(素案)ということで、まとめさせていただきました。まず、素案ということでございますので、後の審査基準とあわせて説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、お手元の資料3の6ページをお開き願いたいと思います。

福祉有償運送の申請の流れということで、案1から3まで提示をさせていただいておりますが、一般的な流れとしましては、案1の部分で説明をさせていただきますと、事前審査申請書を受理しまして、これは都市計画課になろうかと思えます。それにつきまして、その内容につきまして、まず、大きく分けまして運送事業者の適格性ということと、もう一つは対象旅客の要件適格審査という二つに分かれようかなというふうには思うわけですが。そこらのものを、一応内容的にチェックをさせていただいて、そして、この運営協議会に付議をさせていただいて、合意形成が得られますと合意形成を証する書面を発出しまして、滋賀運輸支局長へ申請をしていくということで、法76条の登録が完了するといったような流れになろうかなというふうには考えております。

流れにつきましては以上でございます。

○村井会長 案の1と案の2の方は。案の3もありますね。

○内田産業建設部主監 それをちょっと、説明をさせてもらいます。

○川元都市計画課主査 そうしましたら、座って説明をさせていただきます。

先ほど説明にもございましたように、大きく二つ、運送事業者としての団体の適格性と、対象旅客、移動困難がある方の福祉有償運送の必要性、妥当性ということで、二つの大きな要素の審査を運営協議会という枠の中でしていくというところでございます。その便宜上、まず案1につきましては、今、ご説明させていただいたとおり、その運送事業者適格性についても対象旅客の要件についても、すべて、この運営協議会17名が審議していくというパターンが第1案でございます。

第2案につきましては、それを17人で本当にやっていくことが機動性に富めることなのかどうかということでございますので、対象旅客の要件適格審査につきましては、いわゆる要支援者の方であったり、その他障害をお持ちの方が会員名簿に挙がってきた場合ということの審査でございますが、幹事会、草津市有償運送運営協議会設置要綱の方で、第7条となるんですが、事務処理のために幹事会を置くことができるとしておりますので、この幹事会、少人数で構成いたしまして、そちらでまず、前さばきをします。審査の前さばきをして、この申請をこの会議に付議するかどうかの意見をつけて決定するという流れでございます。この案2の場合は、幹事会を実施するものの、決定は運営協議会の方、こちらの方で最終、丸かぺケかという話をどちらにせよ、しなければならないというのが、案2でございます。

めくっていただいて、案3なんですけども。これでは結局運営協議会を待たなければ申請、例えば対象旅客のみの増員の変更申請でありますとか、そういったものにつきましても運営協議会の開催をすべて待たなければならないのですかというようなことでありますと、申請者さんの側に立ちますと、背に腹はかえられずに、早くお願いしたいという部分もあろうかと思っておりますので、事務処理の迅速化の便宜を図るために、対象旅客の要件適格審査については、幹事会で行って、これのみの場合、団体の適格性というものがない場合について、対象旅客の審査の場合のみについては、そのまま幹事会の方がある程度、行政処分権利を持ちまして、草津市長発送の合意を証する書面の方を発出できると。運営協議会を一々開かなくても構わないという案でございます。

この3案、実は内部協議の中で、幹事会を設ける、設けないの話で意見が割れまして、まとめきらなかった部分でございますので、その3案を原案として提示させていただきまして、皆様にお諮りさせていただきたいと考えております。

○村井会長　　ちょっと、確認だけさせていただきたいんですが。幹事会の括弧判定委員会括弧の中の一般旅客、有償運送、高齢者、障害福祉行政、ほかというふうに書いているところの、これは行政の関係の人だけということの判定委員会の幹事会なんですか、これ。ちょっと中身が。

○川元都市計画課主査　　一応、一般旅客に関しましては、今、ご列席いただいているタクシー事業者さん等の外部意思という形で、選定いたしましたのは、取りまとめでタクシー協会さん、加茂委員さんにいただくような想定があります。有償運送の事業者に関しましては、こちらの委員さんで言いますと、柳田委員さんを想定しているような形でございます。

高齢福祉行政につきましては、一応行政関係者ということで、より実務に近い、そういう福祉介護課、あるいは障害者自立支援課の所属長並びに、それに随行して専門職というような格好ではできるのではと考えております。ほかというところに、必要であれば、今のところ想定はないんですけれども、行政関係者以外だけで構成されていますから、そういった方を入れるということについても、こちらでご審議いただければと、考えております。

○村井会長　　ごめんなさい。ちょっと、自分の中で整理されていないんですけども。福祉有償運送の要綱とかそういうものは、あるんですね。

○川元都市計画課主査　　福祉有償運送。

○村井会長　　運営協議会の。

○川元都市計画課主査　　運営協議会のは設置要綱があります。

○村井会長　　ありますよね。その中に、今のところは、いわゆる幹事会という形では入ってないという。

○川元都市計画課主査　　幹事会は入っております。

○村井会長　　入ってるんですか。メンバーは入ってるんですか。

○川元都市計画課主査　　メンバーは入ってないんです。

○村井会長　　それは入ってない。幹事会を置くことができるとかっていう形で入っているわけですね。

○川元都市計画課主査　　はい。そうでございます。

○村井会長　　わかりました。

それは、幹事会のメンバーについては、置くことができるという範囲の中で、この会議で決めるということですか。

○川元都市計画課主査　　はい。

○村井会長 はい、わかりました。

書き方としてはあれですよ。判定委員会のメンバーからということですね、これは。

○川元都市計画課主査 そうでございますね。

○村井会長 そういうことですね。委員の中から。

○川元都市計画課主査 まず、判定委員会を設けるか否かという部分と、あと、判定委員会を通せば、対象旅客の審査はそこで問われない。本体会議の事後報告なんかでやるという形にするのかという意見。それと、メンバーです。

○村井会長 その3点につきましてお願いしたいと思います。

それで、少し、皆さん方が今お持ちの、御存じの方ばかりかどうかわからないんですけど、9ページを見ていただきましたら、後でまたご説明があると思うんですけども、5番目のところに、いわゆるこの運送の対象者ということで、イ、ロ、ハ、ニという区分があります。恐らく、問題になってくるのは、ハ、ニの部分になってくると思いますが、ここで判定会議が必要かというところ、ハ、ニのいわゆる要支援の方、それからその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者という、そのハとニについては、これは。イ、ロについては、福祉輸送の対象ということがはっきりしてますけれども、そのハ、ニについては、それぞれ協議していただくということになってくると。そうすると、その判定そのものが、その中で、もちろん、イ、ロについても、判定委員会の中では協議してもらわわけですけども、大きな問題になってくるのは、恐らくそこら辺のところが一番大きいだろうと。

そのあたりを、実際問題としてどうしていくかと。この協議会の中で利用者の運送の対象者を限定していくのと、それから事業者を選定していくということをやっていくのかというのと、もう一つは、一旦、判定委員会で審議してもらって、その結果を受けてもう一回ここで決めるのか。それから、もう一つ最後の第3案については、幹事会の判定委員会があくまでの旅客の対象については、ハ、ニについても審議はそこにお任せして、運営協議会の方には決まったものを事後報告してもらおうと。判定協議会を信頼するという、その三つのやり方を考えられているということだと思います。

それぞれ、メリット、デメリットがあるのかもわかりませんが。この3案で、どういうふうにしていったらいいかなということ、委員さんの方から何か、ご意見ありましたら、お伺いしたいと思うんですが。

流れは大体わかっていただけましたでしょうか。

基本的に、事業所の選定については、必ずここにかけるということなんです。で、

当然、その福祉輸送をやる場合に、利用できる人は、いわゆるその事業所にちゃんと会員として登録している人しか使えませんから、その人たちが本当に、福祉有償の対象にしているのかどうかという問題が出てきますので、それをじゃあ、どこが判定するのかというので、この協議会でやるのか、判定委員会で一回やってもらったものをここでやるのか。それとも、判定委員会にお任せして事後報告として、事後了承をここではするというのにするのかという、この三つということになります。

いかがでしょうか。

○後藤委員 よろしいですか。

この会議の開催予定、どれぐらいの頻度ですかね。

○内田産業建設部主監 大体、四半期に一回というぐらい。ですから、年間4回ぐらいは、開いていきたいなというふうには考えているんですけど。

○後藤委員 判定委員会はその都度ということ。

○内田産業建設部主監 判定委員会は、その都度。

○前野委員 協議会が、今のお話で行くと、3カ月に一回ペースぐらいですかね。その一回目、例えば運営協議会が終わった後すぐに、利用したいという方のニーズがあれば、次3カ月待たなければいけないということにもなりますよね。運営協議会で判定するのであれば。それでいくと、僕は3案がいいんじゃないかと思いますね。というのは、やっぱり待てない方っておられるんですけど、すぐに持ち込みに行かなければならないような方もおられますから、そこで運営協議会を待っていると、その3カ月間どうするんだろうということが浮かんできますから、それから行きますと、その3案がベストじゃないかなと思います。

○村井会長 ほか、いかがでしょうか。

2案については、ほとんど無意味なような気がします。要するに、判定委員会をやってもらって、またかけるのであれば、もう最初から判定委員会をやらなくても運営協議会でやればいいわけですから。だから、そういった意味では、ちょっと2案は、現実性が少ないかなという気がするんですよね。だから、必ずこの運営協議会でやるのか、それとも、3案みたいに判定委員会に委ねるのかという、恐らくどちらかだろうなど。僕も今、前野委員おっしゃったように、タイムラグをやっぱりつくらないということが非常に利用者側からしたら大きな問題なので、できるだけ、スムーズにやっていただくことの方がいいんじゃないかなというふうには思いますけども。

○前野委員 すいません。一点だけ確認なんですけど。

最初の申請のときに、事業者との申請、それとあわせて利用者の申請も入ってくる

と思うんですけど、このときは、一回目は運営協議会で審査ということで。

○川元都市計画課主査 両方伴う場合は、当然、幹事会で判定委員会の方にも審査しますけれども、どっちみちその新規で旅客も、事業者の適格性も運営協議会の方で諮る、という格好になります。

○前野委員 新規申請のときの審議。

○村井会長 そうですね。新規申請のときはもうここで。

○前野委員 そうですか。わかりました。

○村井会長 そうですね。それはもちろんそうですよ。事業所で会員なしでということではなしに、会員さんが一応、できるだけ早くしたいということで、ここであれば加茂委員もそうですし、柳田委員もそうですけども。大津なんかの場合でもこの間の申請なんかでも、数名ぐらいでしたけれども、でも、すぐに後あるんだというようなのももちろんありますけれども。そういうことを考えていくと、一回目はもう、その事業所がここは大丈夫かということは、きちんとここで諮らないと。これの責任も大きな問題だと思うんですよね。利用者にとっても問題ですし。それはやっぱり、ここで絶対しないといけないことですから。

いわゆる、利用される側の判定については、そのやり方の方がいいんじゃないかなと思います。特に、加茂委員とか、柳田委員も委員の、今、実際の大津なんかでやられているので、その辺の経験からもし何か、ご意見があればお伺いしてもいいかなと思うんですけど。

○加茂委員 判定委員会ということでさせてもらっているんですけども、ただ、中身的に、非常に私どもの判断だけでできかねる部分、事務局の方も含めてなんですけど、判断できかねる部分が、やはり内容的には出てくる場合はあるんです。だから、もちろん、前後しますけど、専門的な知識も何もない中で、その判定、非常に難しいものが出てくるのは、その判定委員3人、事務局含めましても5人とかいるわけで、その中で決めかねる分が、大津の場合であればでてきたことがあって、後から、また再度、この委員会にかけさせていただいて、最終的な判断はやるというようなこともあるのはあるんですけど。実際、なかなか難しい部分がある。

ある意味では、責任が重いというか、そういうような部分は、確かにあるかと思います。

○村井会長 柳田委員、どうですか。

○柳田委員 今おっしゃった、タイムラグは、余りつくらない方がいいということと、乗客のイ、ロ、ハ、ニのところですが、ハのところの大部分が、ケアマネジャ

一からの紹介という、いわゆる介護保険からつながってくる部分があるんですわ。ですから、事業者の判断のほかに、ケアマネの判断がかなりあるんですよ。ですから、そのところは、ケアマネさんが事業者の方へ送ってくる書面には、いろんな条件が書いてあるんです。この人は、3度、脳梗塞を起こしてますとかを書いてます。ふれあい大津の方では、社内的に一種のフィルターにかけまして、で、ケアマネからの意見も入れながら、ああ、この人は乗せていただくのはタクシーの方ですよというふうな判断を、うちの方がやってしまうわけです。ですから、問題は、二のところですね。二のところが問題なんです。それは判定委員会の中で議論はさせてもらうんですが、先ほど、加茂委員がおっしゃったように、書面だけではわからないところがある。ただし、書類を提出されますと、この委員会の中に当事者ですって呼び出しますから、だからそのところでかなりの文献が出るように思います。

最終の決定のときは当事者は外して、それで、皆さんでご議論すると。こういうことになっております。これが、会員を輸送するということですから、初めから300人や400人というような話じゃございません。ですから、せいぜい、100人ぐらいまで。あともう一つは、ある程度行きますと、やっぱり事業者ですから、採算性の問題があります。小型タクシーが半額を条件とするという決まりがありますから、それのつたないながら、どういう採算があるのかということでもありますけども。それぞれに、私の方のふれあい大津は、要綱をつくりまして、従事された運転者には、収入の6割を渡して、4割が法人の方の諸費用に上がっているというふうなことはしています。それは、議事会にかけても、そんなところだろうなということでもございます。

○村井会長 今、お二人に、実際大津でご経験されていて、特に難しいのが、知的障害と精神障害が、そういった方々の問題が一番難しいというような話になっているんですけども。

極端に、その判定委員会で難しい場合においては、少し時間をおいてでも、この運営協議会で審議するということがあってもいいと思いますけども。基本的には、そんなに常々その方がおられるわけじゃないと思いますので、できるだけ迅速性をとる方が、もともとの福祉有償運送の考え方の流れからいっても、近いのかなという気がしますけども、いかがでしょうか。

第3案という形でやらせていただいてもいいでしょうか。

○服部委員 その中に、今、ケアマネジャーのお話がありましたよね。そういう方のご意見、そういう方も入っていただけるとい、それは当然。そのたびに来てい

ただくわけでしょう。

○柳田委員 一人ずつケアマネがついているわけで。

○服部委員 ケアマネがついてますから、例えばAという方が、私も乗りたいんだというふうな感じでおっしゃったときに、Aのケアマネジャーのご意見というのが大事だということでしょう、そうじゃない。

○柳田委員 ですけどね。そんなに頻繁にケアマネをここに出すということには問題があると思いますよ。

○服部委員 ほかのお仕事してもらわないとならないもんね。

○柳田委員 そうです。

○服部委員 なるほど。

○川元都市計画課主査 すいません、ちょっと事務局の方から、補足事項として、説明させていただきますと、この判定委員会の方で、対象旅客の方の審査をするときに出てくる書類を今、見ていただこうかなと思っているんですが。

24ページから25ページ、26ページ。これが、旅客の名簿という形で、会員さん名簿ですね。会員さん名簿ということで、お名前を出すのか、イニシャル表記にするのかというのはあるんですけども。運送を必要とする理由、先ほど、協議基準の中のイ、ロ、ハ、ニの説明、会長の方からございましたけれども、それに該当するところに丸をしていただく。25ページについては、身体状況、態様ごとの会員数ということで、身体障害者であれば6級、要支援者・要介護者であればこの認定の程度が、その他障害であれば知的障害の程度等をお持ちの人数を書き添えていただく書面が、これは参考様式でございます。

26ページの様式第8号というところに、いわゆるハとニ、要支援者並びにその他障害の方が、会員としておられる場合に、いわゆる、この方々が公共交通を単独で利用することが困難な理由ということを具体的に記述していただくということを考えております。その中で、それを客観的に今、柳田委員の方から、介護保険とか連結しているところが多いようなということがありましたけれども、その中で、例えばケアプランを写して据えつけることが可能かどうか、ちょっと確認は必要なんですけども、そういうものをつくっていただくとか、あるいは、お医者さんじゃなくても、ケアマネジャーさんとか、ふだん支援にかかわっておられる方の意見書というのを添えてですね、添付資料として、これにつけていただくとか、そういう方法を審議材料としてやっていくということが前提となっております。

○村井会長 ですから、逆に言うと、介護保険利用者については、比較的そうい

う書類が出やすい。それに対して、右の部位については、医師の意見書とか何か、きちんとしたものをもってこない、なかなか出にくいというところで、判定の難しさが少しあるのかなということですね。

○加茂委員　　ちょっと補足的になりますけども、ケアマネジャーの意見書がついた形で、書いていただいている部分には、比較的よくわかるんですけど、極端に言えば何もない状態ですね、そうしたら、そのときにこれはこうですって、口頭だけで来る場合については、そうしたら、何で判断するかっていったらできないんですね。そこから辺がちょっと問題。ケアマネジャーさんとか、その場合は信用するというか、これを、さきほどおっしゃいました、来ていただいて、その場で、その状況を書いていただいて、書面で判断させていただくんですけども。それが無い場合に、それこそ利用人というのは難しいというか、そういうケースがあることはあるんです。

○村井会長　　一番大きいのは、判定委員会に渡したときに、判定委員会ができるだけスムーズに行えるような方式をきちんと、とっておかないと。

○加茂委員　　逆にデータですかね。それがあれば、こちらもある程度、そのまますんなり行けるんですけど。最終的な判断をしようというか、それを渡されると非常にこちらの方としても、どちらにも行かないという、どういう判断をするのか、それである程度、専門的な知識があればいいんですけど、それも持っていないもので。そこが非常に問題というか。苦慮するのか。

○柳田委員　　大津の場合は、この協定の紙のほかにもう一枚、チェックリストがあるんですね。

○村井会長　　参考にはつけているんですよ。

○川元都市計画課主査　　すいません。大津市さんの方で、確認シートという形で、各項目、障害の座位保持が困難であるとか、移乗が困難であるとか、立位保持が困難であるとかというメニューを具体的に、我々も中で基準づくりをしようかということで、実は作業的なことを進めたんですけども、逆に進めることによって、ぎゅうぎゅうに縛ってしまうと、結局、福祉制度からこぼれ落ちる方の輸送ということも、有償運送の中には我々の期待する目的として入っておりますので、そうではなくて、逆にきれるのではなくて、判定委員さんの責務としては重いのかもしれないんですけども、記述方式、あるいは、つけていただく書類の、多少ではありますけども、それにおいて決めていただく、ご討議いただくということで進められればと考えておまして。実は、26ページの様式が大津市さんのチェックリストにかわるものである。

○村井会長　　チェックリストじゃなしに、ここにきちっと理由を。

○川元都市計画課主査 記述を書いていたかと。

○村井会長 その場合に、ここに「など」と書いていただいているので、いいと思うんですけど。要するに、医師からの意見書がなかなか出てこなかったり、ケアマネさん当然ついてない障害者の方は、ついてないわけですから、そういう方はおられるので、例えばそれにかわる。

○川元都市計画課主査 そうですね。障害者の方が、どこの授産施設に通ってますよということであれば、授産施設等の施設長の方が、ふだん支援にかかわっておられる方が、意見書という形で書いていただいても、それは構わない。状況がわかるということですのでそれなりに分析の方をさせていただいているということであれば、構わないと。

○村井会長 特に、障害をお持ちの方の場合は、そういうどこかで所属されているところの、特に知的障害とか精神障害とかいうようなところでは、そういう所属されているところの長であったりとか、何とか。そういうのがない場合はどうするのかという、いろんな例も出てくるかもわかりませんが。少なくともそういうものを客観的な材料にして、何で必要かというのをきちっと書いてもらえれば委員の中で討議できる材料になった方が、それはその方がいいのかなと思うんですけど。

はい、どうぞ。

○山本委員 市役所の中からで恐縮なんですけど。健康増進担当の山本でございます。

少し気になる点を申し上げますと、下の括弧書きで、ケアプランの写し、医師等の意見書などと書かれておりますけども、介護保険、あるいは障害者の判定に使う主治医意見書でございますと、この種のことに主治医意見書が利用されるということが想定されておられませんので、写しであっても、提供は不可能であると。で、逆に、主治医さんから、診断書をいただくということになれば自由診療ですから、2,000円、3,000円になります。それも、利用者の方には負担になると思います。ケアプランの写しをつけろということなんですけども、本人の利益にかかわることであっても、本人の承諾、もしくはそこに書かれている事業者の全承諾がなければ、ケアプランの写しといえども、第三者に見せることはできませんので、制限が加わるというふうに思いますので、要綱上定める様式であれば、二つのその括弧書きは、取った方がいいのかなと思います。

ちょっと、本題からはそれでしたけども、現実的な判定の方法としては、幹事会で判定をして、事後報告でこちらの協議会の方に報告をするという形式が妥当やと思います。

ます。ただ、今、26ページの何も書かれていない具体的な状況の白紙の状態での判定になりますと、判定委員が逆に足りない。何か基準がないと大変。ただ、介護保険の方の例えで言いますと、要介護認定の際の72項目の調査項目になる、歩ける、歩けないの判定の根拠は、どんな形であれ、5m歩ければ歩行できるようになりますので、歩行が困難だと、具体的にどれだけ歩いたらオーケーで、歩けなければ困難やという規定になると、もう、これは千差万別で基準のつけようがない世界になるんですね。というふうに思いますので、その辺は具体的な理由を書くところと、ある一定基準を設けるところと、サイドを福祉の方の担当等、つめていただいて、この書類は、この理由書の様式は決めていただいた方がいいかなというふうになります。

○村井会長 というご意見ですが。要するに、具体的な理由については、もうちょっと書きやすいものであると、わかりやすくなるものであって、出しやすいもんがもっとないかどうかということは、少し、福祉部局と相談していただくというようなことで、可能であればどうかという。ここは、なかなか議論が難しいところなんですけどね。どれやったら、使えるか使えないかという判定になりますから、だから、ある程度ファジーな方がいいと。要するに、本人が何でかという理由がきちっとしてるかとかいうような、あるいは、取れるのであれば、客観的な、例えば自分が通っているところにあるとか、あるいは自分を見てもらってる人とかに書いてもらったものを検討するとかっていうような、ある程度のファジーさじゃないと、こうじゃなかったら使えないよということになってくると、使えないことを前提にやっていくことになりますので。その辺は、判定委員さんになられた方がかなり大変な作業になると思うんですけども。

この、先ほどの案で言いますと、一般事業とか、今実際に利用されている会員さんをお持ちの有償運送をされている委員の、ここで言えば柳田さんとかになると思うんですけども。それから、福祉関係の行政当局からも出て、判定委員になっていただくということで、そこできちんとした協議をしていただけるということなので、少し、前提として、ここら辺ぐらいまでははっきりさせておいた方がいいんじゃないかというあたりを、もう一度ご相談いただいたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○川元都市計画課主査 実際に、担当レベルと言ったらなんですけども、福祉の保健師等ですね、交えながらやらせていただいた経過の中では、やはり、ある一定のものをつくるのであれば、それこそ痴呆性老人、寝たきりの老人に対して、あるいは福祉障害者に対して、精神障害者に対して、という形で、お年別に、それこそ公共交

通を使う上で、障害となっている形態別にチェックシートをつくっていかないといけないのではないかと。もともと、通達の中で、身体障害者の手帳を持っておれば、6級っていったらかなり軽度ですけど、6級でもいろいろあるかとは思いますが。公共交通を利用になるのは支障のない方だっておられるんですけども、身体障害者手帳をお持ちの方、あるいは要介護認定をお持ちの方は、対象旅客に対して、審査というのはフリーパス、イ、ロについてはフリーパスということなんですが。

○村井会長 はい、そうです。

○川元都市計画課主査 そこでの、身体障害者の部分でかなり幅がある中で、どうして知的障害者と精神障害者と、その他障害、かなり困難度が伴う方もおられるかと思うんですが。そういう方々とのバランスですね、基準を何かつくればいいんですけど、つくるんだったらもう、徹底的に細かく作るしかないのかな。じゃあ、障害程度区分認定と同じ項目をつくるのか、そういう関連の方法で、そういう複雑な方法をとるのかということで、具体的な規律と、当人の自立支援なり、介護に資することに対して、福祉有償運送が必要であると認められれば、それでいいんじゃないかという、結局ファジーな形で決められずにここまで来させていただいたという経過がございますので、ちょっとなかなか基準づくりというのが、難しいということをご理解いただきたいと思います。

○垣見委員 利用者の立場から言わせていただくと、5メートル歩けるとかどうとか、本当に私たちは、何をするのも車に乗るのも全部自分をさらけ出さないといけないのかという、どこまで私たちは裸にされて、何もかも裸にされないといけないのかと、その屈辱感があるんです。でも、やっぱり社会のルールの中で、ある程度必要なものがある。先ほどから言われている、どこかの作業所とか、所属する団体の長あるいは職員の方が書かれると思うんですけど、そうじゃない方もいっぱいいらっしゃると思うんです。と、そこに、何の技術もない者を持っていくと、何を書いたらいいのか分からずに、本当にちんぷんかんぷんの状況になってしまうと思って。じゃあ、その中間を取って、身体状況はどうですかと、精神状況はどうですかとか、その公共の乗り物に乗ったらどうなりますかとか、その辺の三つぐらいの大きな見出しにしておくと、私はこうですよということが、見やすい、引っ張りやすい。そういう大きな三つぐらいを書いといて、その上でもっと詳しくわかるものがありましたら、添えてくださいみたいなことを一番下を書いておかれるとよい。

○前野委員 そもそもこの、今78条ですか、82条で、運営協議会というものが始まった経緯から言いますと、ボランティア輸送が有償運送じゃないということで、

始まったと思うんです。そもそも、ボランティア輸送って何だって考えたときに、恐らくバスを使えない、タクシーも使うのも困難な方のために始まったと思うんですよ。で、恐らくバスを使える方は、こちらを利用されないと思うんです。なので、先ほど垣見委員さんもおっしゃるように、裸にされるのも嫌な面もありますし、恐らく、そんなことを考えますと、バスを利用される方はバスを利用されるし、それが無理なんだったら、こっちから言ってくることは、そんな難しい判定、細かいことは要らないんじゃないかなと、僕もそう思いますね。バスの方が安いからですね、料金的にも。

○服部委員　　確かに、この判定のために、障害者をお一人お一人裸にされるなんてのは、それは確かに問題ありますよね、そういうことはね。それはそのとおりですよ。

だから、何でバスに乗れないのか、何でタクシーがだめなのかということ、どなたかが書いていただいたっていか御意見としてつけていただくなり何なりがあれば、なるほどということ、判定できるじゃないですかね。こういう状況だからだめ、こういう状況がこういうことで、こういう状況が必ずだめだというふうな感じになると、本当にお一人一人裸にするみたいな。判定委員会が裸にするんだと、それはちょっと多分問題ですよ、人権的にも。

○古川委員　　それについては、やっぱり地域に密着してる方というのは、やっぱり民生委員さんがおられますわね。そういった方の証明があれば、会員として登録を認めるとか。ただ、普通、行政担当者がこの人がいいとか、言うのもなかなかライン引きが難しいと思います。やはり、民生委員さんを活用、地域に一番おられますし、よく御存じだと思いますので、そういった方の意見も取り入れていただいたら、スムーズに行くんじゃないかと思います。

○服部委員　　障害者を具体的にお世話されている方とか、ご家族とか。

○古川委員　　例えば、介護だったらケアマネさんがおられる、障害者の方であればそういうことで障害者手帳、知的であれ、一般障害者でお持ちで、それは証明になりますしね。なら、それにかかる方がなかなかおられない。それは選定が難しくなるかも、それしか策はないと思いますけど、私はです。

○村井会長　　皆さん方の意見で言いますと、もうちょっとファジーにしておいて、本人の申請があってももちろんいいんじゃないかという。あるいは、知的障害者の家族の方がこういう理由で乗れないんだと。例えば、パニックを起こしやすいんだというようなこととか、そういうことをきちんと書いてくれてたら、それは判定基準になるわけですから、その程度でいいんじゃないかというご意見が多いようですけど、い

かがでしょうか。

今、介護認定もそうですし区分認定もそうですけども、判定になると本当に生活なしで医療の世界だけで人を切っていくようなことをやってますので、せめて、この世界までそこまで持ち込まなくていいんじゃないかなという気がするんですけど。いかがでしょうか。

○後藤委員　　すいません。もともとこの通達を作ったのは私どもの方なんですけど、もともとの趣旨は、18年10月に法改正がある以前に実は、この協議会というのがある意味立ち上がっているところがあって、そこはもともと介護保険ありき、ないしは障害者の支援事業ありきで始まっているんです。ですから、もともとその運送行為もいわゆる、その介護保険だとか支援事業の給付対象になるものしかだめだと、有償運送はそこまでしかだめですよというふうに、法改正の前はなってます。ところが、今回法改正で法にうたわれ、自分たちの法的な道筋をつけたときに、どんな移送形態でもオーケーですよ。いわゆる、タクシーがわりに、自家用車がわりに、好きな介護保険とか給付の対象にならないものでも、例えば今日、映画見に行きたいだとか、そこまで出かけるから駅まで送ってくれと。こういうこともオーケーというふうになりました。

で、その中で、逆の意味で、じゃあ、昔は要支援だったら何も審査も何もしなかったものを、いわゆるハとニは、何らかの客観的事情を持ってくれと。単に、収入が安いだけの方だとかっていうのを運ぶと言い出したところもあって、そこからの事業者さん任せにすると、そのまま白タク行為とは言わないですけども、全然対象にない人を運んでしまうとか。それを防ぐための客観的な手段というイメージですので、殊さら細かなことを要求していくものでもありません。だから、申し出てもいいようになっていますのでね。で、ただ、判定委員会のなんて言い方したときは、もし、それで誰もわからないと言い出したら、医学的な判断をもらったかどうかというのは、もともとの通達の意向ですので。そこは、そこまでの細かなことは、不要だと思います。

ただ、NPOさんが勝手にどんどん増やしていくというのだけは、それはちょっと待ってくださいという趣旨は趣旨で、ご理解をいただきたいなと思います。

○村井会長　　だから、法の趣旨そのものが非常にファジーな。

○後藤委員　　そうですね。そういう形です。

○村井会長　　中で、やられていくと。だから、今のご意見、皆さん方のご意見のとおりかなというふうに思いますので、そういった意味では、こういう形で、何かの

形で理由がきちんとしていたら、判定委員会に委ねるといった形をとらせていただくと
いうことで、ご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○村井会長 ありがとうございます。

それでは、少し、決まったことを整理しますと、まず、福祉有償運送の登録の申請
の流れについては、案3を利用です。そのうち、判定委員会については、
今書かれている方々で、それで、様式については26ページに書かれているような形
で書いていただくと。ただし、先ほど、山本委員からも出てましたように、ケアプラ
ンの写しとか医師の意見書等々の、いわゆる法的なそれっていうのは、恐らく出ない
というか、そこまでももちろん、求める必要もないという意味合いから、これをとって
いただくと。形式としてはこれでさせていただくということにさせていただきます
と思いますので、よろしくお願いたします。

○柳田委員 26ページというのは、理由書という。今までの様式の中で初めて
見ました。それで、その中で左のページの内容で、肢体不自由、内部障害とあります
ね、で、知的と精神が。人工透析というのはもともと一級障害なんですよ。

○村井会長 そうですね。

○柳田委員 だから、ここはやっぱり内部障害としていただいた方がいいと思
いますね。人工透析ね。

○村井会長 それでは、よろしいですか。

じゃあ、次のところを進めさせていただきます。

○服部委員 すいません、申しわけありません。

この回復されたということも当然でございますよね。例えば、高血圧の方が脳梗塞
みたいなのを起こされて、要介護指定だったんだけど、逆に回復されたというのは。
そうすると、やっぱり公共交通機関利用してくださいよというふうな、その逆判定
ですか、逆に言える判定、そういう可能性っていうのは全くないんですかね。

○村井会長 会員からのあるということですね。

○服部委員 今までのケースであるんですか、ないですか。

○柳田委員 脳梗塞をするっていうのは、何度もやりますわ。それで、CT撮
ると、本人が気づかない脳梗塞も何度もあるんです、見てると。だから、やっぱり、歩
行が困難になるとか、そんなことで判断してあげないと。

○服部委員 いえ、それで完治された場合に、逆に言えば、もう、あなた公共交
通機関利用してくださいよ、うちは忙しくてかなわない、障害者の方が次から次から
言ってこられてるんだ、もう、あなた悪いけども、タクシーに乗ってよっていうよう

な、その逆判定。逆判定っていうか、除外をするような判定。除外するって言ったら、冷たく制するみたいですけど。

○柳田委員 それはあると思いますよ。ただ。

○服部委員 そういうのもちょっと。

○柳田委員 片っぽでね。

○服部委員 それがないとちょっと。

○柳田委員 介護保険については拒否することができないという事情があるんですよ。そうだけど、これは介護保険じゃないですから、あなたはバスで行かれたらどうですかというふうなサジェスションをしてあげてもいいと思いますよ。とって、雪崩をうってこの事業にたくさん来るということはまずない。

○服部委員 それはそうです。

○村井会長 今まで、そういうデータはあるんですか。

○後藤委員 実際ちょっとまだ、この制度始まってまだ、そんなに経っていないので。余りそういうのを聞いたことがないんです、全然。ただ、この制度で行くと、当初は許可後、登録後2年で更新の手続をしますので、そのときにまた、当然名簿をつけていただきますので、そこでの出入りというのはあるのかとは思いますが。実際、ちょっとそういう例とか、相談、実際に運営されている事業の方からもそういう相談はちょっと、聞いたことがないんで。この人を外してもいいか、外したいんだけどという相談はちょっと聞いたことがないです。

○村井会長 もうちょっと積極的に外すべきだということも含めておっしゃってるんですよね。

○服部委員 そうですね。それで、私なんかもしなったら、これ、外したいなって自分もそう思いますのでね、絶対。

○垣見委員 この会議は、認定するか外すかどちらの結論を出す会議だと思うんで、ここで言ってもしょうがないと思うんです。一遍、そういう障害なり、公共交通機関を利用できない立場になってしまうと、また、再びそれを利用するのが、すごく心理的に怖くなる面もあるかと思います。で、そういうことも含めて外せる人を見ていくという話ならわかるんですけど、ちょっと議論が性急じゃないかと思います。

○村井会長 いかがでしょうか。

○前野委員 今、おっしゃるようにならないとは言えないと思うんですけど。

○村井会長 そうです。だから、僕も、それは例えば介護認定でも区分変更がありますから、今まで要介護だったけども、要支援1になるという場合も当然あるわけ

ですから。ただ、そこの話になってくると、今言われた2年の申請の会員のリストの中でどういうふうになっていくのか、当然タクシーのあれからすると、旅客として使ってもらえるのか、有償運送で使ってもらえるのかという意味では、一つは大きな問題でもあると思いますので。今後、そういうことも、逆に出てくる可能性もあるけども。いわゆる、見直し期間が2年過ぎたときに、その会員さんをもう一度、それぞれどうなのかということは、ここの会議の中で図っていくという形の中で見直しをしていくということで、ご承認いただければなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○服部委員 了解しました。

○村井会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

次のところで、福祉有償運送の必要性についてで、ここまで来ていて、こんなことを進めないといけないのかというぐらいのことなんですけども。これ、必要ですかね。とりあえず、資料2のところ、これをやっていくのに、こんな現状だというようなことで、事務局の方から簡単にご報告いただければと思いますけども。

○内田産業建設部主監 会長がおっしゃいましたように、必要性ということについて、今頃異論はないんでございますが、ちょっと、まとめとしまして、資料2でございまして、これを見ていただきまして、草津市の移動制約者の数、つまり、移動の需要でございますけれども、それと、草津市域におきます福祉タクシーの台数の調査でございます。

それで、その需要と供給の比較をいたしまして、そういった中で、やはり移動制約者を一つの需要がまかなえないという状況がございますので。やはり、それを踏まえまして、多様な移動ニーズといったものが必要になってございますので、NPO等による福祉有償運送の導入ということは必要であるという参考資料ということでございますので、参考にさせていただけたらというふうに思います。

これをもちまして、この協議会の議事としてご承認いただいたという形にさせていただきたいと考えておりますので、必要性の部分というのは、議論するまでもないというふうに思っているのですが、今日は事務局としてそういったことも押さえだけさせていただきたいと。

○村井会長 これはよろしいですね。こういう現状にあって、こういうことから福祉有償運送が行われるということを一応、その会議として承認させていただきたいと。

では、ご承認いただいたものとさせていただきます。

それで、次のところの、ここではもう名前が変えてもらっているように思うんです。

草津市福祉有償運送運営協議会審査基準についてという、三つ目の議題のところに行かせていただきたいと思いますけども。

二つ、審査基準の説明と、それから、幹事会の運用についてという2点につきまして、事務局の方から、幾つか何か出ていたと思いますけど。

○川元都市計画課主査 それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料3の、先ほど見ていただいた9ページをお開けいただきますと、福祉有償運送実施に関する草津市運営協議会、ここには福祉有償運送運営協議会と書くように手配をさせていただきますけども。審査基準ということで掲げさせていただいております9ページ、10ページ、11ページのところでございます。まず、前提といたしまして、これは、基本的に国の法令及び通達を参考にさせていただいた内容がここに挙がっております。参考というのは、国の最低基準をそのまま挙げさせていただいたということが草津市として、上乘せ横出しの部分がないと理解をいただいたらいいと思います。よくよく御存じの委員さんもたくさんおられるとは思いますが、順番にかいつまんで説明をさせていただくということでお願いいたします。

審査の対象といたしましては、先ほど、ご審議いただきましたように福祉有償運送に関する登録をやっていきますよと。タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスの確保ができないと認められる場合において、NPO等の法人が実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、乗客11人未満、小型車での自家用自動車を使用して法人の会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送であります。こういう定義を審査していくということでございます。

位置づけについては法79条に基づく自家用旅客運送の登録。先ほど話がありましたが、有効期間は2年、更新は原則3年ということでございます。これを最終は運輸支局の方に登録申請いただくんですけども、こちらの運営協議会の方で合意ができましたよと、証する書面を発出いたしまして、それを添付いただきまして、運輸局の方に本申請いただくということになります。

運送の主体でございますが、限定列举でございますして、NPO法人、社団法人、財団法人、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、あるいは商工会、ということでございまして、実は任意団体ではこれは申請ができません、個人の申請ってできません。あるいは、営利団体の方、株式会社、有限会社の方につきましては、法4条許可並びに43条許可という一般旅客運送事業並びに特定旅客運送事業の方の許可を得ていただくという格好になります。

運送の区域につきましては、発着地のいずれかが草津市域であるということでござ

います。

運送対象者、先ほどございました、イ、ロ、身体障害者、要介護者につきましてはすべて対象とさせていただきます。ハ、ニの要支援者、その他障害につきましては、運営協議会で認められた方に関して、対象といたします。

使用車両については、10人未満の小型車です。法人が所有する場合、あるいはボランティアさんと書いていますが、そのNPO法人の社員さんとかが持ち込みされる自動車がある場合は、その使用権限を明確にする書面を添付いただいて、使っていたかどうかという。寝台車、車いすや兼用車、回転シート車、いわゆる福祉車両がイ、ロ、ハ、ニになるわけなんですけども、セダン車は、貨物輸送、4ナンバー等ですけども、これを除くセダン車という意味合いは、いわゆる普通自動車、一般に自家用で使っておられるという意味でございます。これを使われるという場合については、実際にセダン型のタクシーと何ら変わらない形態がございますので、輸送する旅客の範囲について、運営協議会での了承が必要ということになってきます。

収受する対価につきましては、先ほどからございますように、当該地域のタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内で、距離制、いわゆるメーターによるもの、あるいは1時間いくらという時間制、あるいはどこからどこまでは幾らという定額制というもので定められています。

あと、原則個別契約によるドア・ツー・ドアの輸送なんですけども、複数乗車ということが認められてる例があります。これについては、運営協議会の方で、トータルの対価がタクシーの2分の1の範囲内であると認められることが必要だと。あと、運送にかかわる運賃以外の対価で、迎車回送料金、あるいは待機待ちの料金、あるいは実際、病院まで付き添って介助される、介助料金でありますとかヘルパーさんが添乗していただくようなときに、セダン型の場合なんか、福祉車両でない場合なんかになるかと思うんですけど、そういうときの料金も設定は可能かなと。あと、リフトか何かを使われるときの設備使用料なども設定は可能でございます。

あと、安全運転にかかる要件が以下なんですけども、運転者としては2種免許を原則有しておくこと。2種免許を有さない場合は、1種免許で2年以内において免停になっていないということで、そういう方が国土交通大臣が認定する講習を終了することが要件となってきます。申請時はその修了証書を持っていただきたい。セダン車、普通自動車、普通型の自動車でも有償運送をされるという場合におきましては、さらに認定講習の方を追加で受けていただくという部分もございます。

運行管理につきまして、まず、運行管理者並びに運行管理者を法人内に置くことが

必要になります。5両以上の台数でやられる場合は、有資格者の選任が必要になります。

めくっていただいて、いわゆる運転者証なんですけど、タクシーなどでも、我々見させていただくと、運転士さんの横なり後ろなり、運転手さんの写真がはってお名前が書いてあって、その2種免許の有効期限であったりとか、要件、運転状況についてそういったものが書いてある、運転者証というのを見たことがあると思いますけど、これと同じものを、自家用有償運送をする上でも掲示いただくということになります。車両の外側に、よく、最近では大津市さんなんかは始めておられますんで、走っていると思うんですけども、有償運送車両という文字ですね。これを掲げて、事業者の名前も入れまして、あと、最終運輸支局さんの方から付与される登録番号ですね。発番の方を、マグネットシートか何かに入れていただきまして、掲示いただくということになっております。

あと、運行管理の中で、今議論がありました、対象旅客というところで、必ずきちんと管理をしていくと。その白タク行為に抵触しないようにだれでもかれでも、乗せていくというようなことがないようにきちんと管理することが運行管理のほうに入ってくるということです。

あと、整備管理者につきましては、選任をしていただいて、いわゆる法定点検を受けていただく、始業前点検・整備を実施していただくということの態勢を整えてくださいということです。

事故の対応につきましても、責任者を選任いたしまして、対応してください。運行により事故した場合の損害賠償ができるように、対人8,000万円以上、対物200万円以上の搭乗者傷害対応の保険に加入していることが運送車両の要件になります。

苦情処理体制についても、規定に基づく様式を出していただく必要がございます。

以上が国基準並びに市基準のご説明でございます。

あと、様式集ということで、めくっていただいて13ページに各種様式の一覧が書いてあります。ほぼ、国様式と書いてあるところは、国の様式のままでございます。14ページなどは、一応草津市独自の様式になります。申請内容の概要が、ぱっと1枚でわかるようなものにならないかなというようなことで一つ書かせていただいておりますし、一応、最終草津市長名で合意が整いましたという、書面が発する上では、市長あてのものをいただきましたかという事情がございまして、こういうものをつくらせていただきました。

あと、国様式にないところで独自様式を言いますと、旅客から収受する対価一覧な

んですが、31ページの方を開けていただきますと、31ページの様式は、一応例でございます。あくまで、その運送の対価をどう設定するかということ、そのファクターを書きいただいているものであれば、実際にその利用者さんにご説明されるような形態が一番望ましいと思います。申請と、利用者さんに説明されるものが違っているということでは困りますので。あくまで、これは例とさせていただきます。

あと、運行管理マニュアルでありますとか、独自のものにつきましては、法人さんが独自に備えておるものであれば、それを提出いただければ結構です。なければその例を使っていただいて出していただければというふうに考えております。あとはもう、独自ということをお願いしたいと思います。

○村井会長 よろしいですか。ありがとうございます。

今、いわゆる協議会の審査基準と事業者に出してもらう様式についてのご説明がありましたけども。何かご質問とか、ご意見がありましたら、お聞かせ願えればと思いますけど、いかがでしょうか。

○加茂委員 よろしいでしょうか、31ページの、旅客から収受する対価の一覧ということで、これの2番の運送の対価以外の対価ということであると思いますが、迎車回送料金というのが滋賀県ではやっていないですよ、タクシーの方ですけども。実際、項目はあるんですけども、大阪とかはあるんですけども、それとどうかなというの、こちらの方の基準というか、この増える場合というか、2分の1ですかね。それにたてかえれば増える場合も出てくるかと思うんですけども。そういうようなことで、だから、選ぶこと自体についてはないんですけど、それだけ懸念されるケースが出てくるという、オーバーするケースが出てくるということだけなんですけど。

○村井会長 いかがでしょうか。これについては。

タクシーでは、滋賀県の場合はやってない。それと、地域ごとの状況があるので、そういうことを配慮してやらないといけないんじゃないかなという。逆にオーバーすることが、あるということですよ。タクシーの方が安くつく場合も。

○加茂委員 そうです。その金額というか、それによってオーバーするケースがあることはあるんで。

○村井会長 事業所サイドとしてはどうですか。

○柳田委員 大津市の場合は、送迎回送料金は認めないんです。

○村井会長 そうでしたか。どうでしょうか。いろんなご意見があると思うんですけど、滋賀県の場合はタクシーそのものを認めてないし、大津市もこれは認めてないんですよ。だから、地域の状況ということで考えれば、そういうことも考えてもい

いんじゃないかなど。そのための対価には、草津においても送迎回送料金については有償運送についても認めないというやり方もあると思うんですけど、事務局としては何か。

○川元都市計画課主査 逆に、特定旅客ですね、訪問事業所さんの方でやられている、前野委員にちょっとお伺いさせていただきたいんですけども、この迎車回送料金は、一般のタクシーでは当然、今、加茂委員からお話があったようにやってないということなんですけども。私どももこれ、例えばこの有償運送に関して、移動困難者の方が対象になるわけじゃなく、その部分に、例えば採算面であったりとかですね、そういったことを考えて迎車回送料金が必要なのか必要じゃないのか、状況としても。

○前野委員 経営的に考えれば、いただいた方が。私どもも、大津市も回送に行かせていただいているんですけども。事務所は野村で、そこから大津市の真野まで行っています。こっちに、迎車回送料金はいただいております。

○服部委員 真野からどこに行ったんですか。

○前野委員 真野から今津まで送って、そのまま帰ってくるんです。だから、その真野から今津までの大津市の移動支援事業の料金をいただいているんですけど、大津市の移動支援事業の料金をいただくと、料金として、運送料としていただけない。ただ、それだけで今行っているんですけど。その分だけでいくと、赤字は赤字なんですけどね。逆に出入りを請求しないので。

○加茂委員 逆のパターンもありますよね。

○前野委員 そうですね。今津まで行かせていただいて、真野まで送って帰ってくるというケース。

○服部委員 それはつらいなあ。

○前野委員 ただ、営利を追求してないからできるんであって、営利を追求すると難しいとは思いますが。ほかのところでカバーできてますから、そういう意味では、どうなんですかね。待機料金がなかなか発生してないと思います。待機料金は。迎車回送料金も、草津市内だけど、必要ないとは思っているんですけども。そんなに時間のかかるところも、特になんかと思いませんから。

○服部委員 ここでの、先ほどの輸送から行きますと、草津市から乗られてどこかへ行かれる、どこかでまた乗られて、草津市へお帰りになるという感じですから、真野から今津はなくなる可能性というのは、今、もう草津にないから、大津にないからやっておられるでしょう。

○前野委員 それは、その方はたまたまホームヘルプで行かせていただいでて、

その流れで行かせていただいておりますので。今おっしゃったように、2分の1超えちゃう可能性があるんです。あまり、高くなると意味が。

○村井会長 意味がなくなってきましたから。もともとの趣旨と随分変わってきますから。

○後藤委員 滋賀県はもともとタクシーの迎車回送料金はないんですけども、ある地域でも実際、迎車回送料金が取れるのは2キロが限度ですので、それが限度でとってますんで、で、えらいちょっとこの迎車回送料金を設定して、通達ではこれは設定できますんで、それはもうそうなんですけど、かなりすごい距離の迎車とかが出てきている。例えば、持ち込みボランティアの方が家を出たときから、距離で測るとか、そういう話も出てきたので、それは全部利用者の負担としていっちゃいますんで、基本営利じゃありませんので、そこは協議会の判断で迎車回送料金をセットしてもらってもいいんですけど、もしセットされるなら一定の限度額を決められた方がいいのかもしれないですね。無制限で決めるという申請があったんで一度。距離ですずっととっていくという、ほかの市ですけど。結局それは承認されなかった。

○村井会長 よっぽどの場合を考えないと無理ですね。要するに、何十キロ超えるとかいうような場合において、こうだとかっていうような、かなり細かなことを考えないとですね。

ただ、今言われるように、目的そのものがいわゆる、営利ではないので、できれば、タクシーも迎車をとっていないということで考えると、何かこっちで迎車をとっているっていう、何かこう、もう一つ、何なんだっていうあれが出てきそうな感じがするんですけど。

○川元都市計画課主査 事務局といたしましては、まず迎車回送料金云々という羅列の中で、それは認めませんよということの理由ですね、理由が何なのかいうところで、私どももはっきり言って、迎車回送料金の意味合いというものがわからなかった部分がありまして。今、後藤専門官の方からお話がありましたように、利用者の保護ですよと。利用者も、お金が出るかどうかは別として、ちょっと不適切な料金体系になるかもしれないし、利用者にそれぞれかぶさっていくようなことを防止するという目的でありましたら、それは理屈の立つ話ですので草津市では迎車回送料金はいたしませんというような。

○村井会長 ただ、逆に言うと、会員ですから、要するにその人との人間関係があつての話ですから、そのことをわかってて、要するに不特定に迎車があるわけじゃなしに、その人はどういう状況でというのをわかっていますから、それを会員として

認める以上は別に、僕は迎車と捉えなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

じゃあ、待機に関してはどうなんでしょうか。今ちょっと、前野委員は要らないんじゃないかというご発言もありましたけども。柳田委員、そろそろ帰られる、ちょっとこの後にあるんですけども、そこだけ、自分がやられているところで、ご意見だけ聞かせていただきたい。

○柳田委員 介護保険でも、そのところはないんです。これは、労働基準局の労働法のところでは、この待機の部分を、賃金を払えとなったんですよ。

○村井会長 それはそうです。

○柳田委員 それが、非常に実情と合わないのですよ。合わんのですわ。タクシーの方も一緒だと思います、それは。しかし、現実問題としては、そのところはほかのところでは吸収しますから。

実際は、介護保険でも家に迎えにきて、病院へ行くが、出てくる時間が確定しづらいのですわ。だから、その間にほかの仕事を入れると、もうその人が出てきたときだれもいける人がなくなってしまうときがあるんです。配車の問題ですわ。非常に難しいです、ここは。

○村井会長 わかりました。宿題をもらいながら帰っていかれるような感じですけど。

○柳田委員 それで、もう一つ会議が入ってまして。

○村井会長 いかがいたしましょう。待機料金については。

○内田産業建設部主監 もし、必要ないということで削除ということであれば、またそれでお願いできるかと思えますんで。

○服部委員 そこは、運営される方が実際に、数台の車を持たれて、それのもとに会員さんがいらっしゃるわけですね。その間取るか取らないか何かも任せたらどうです。

○村井会長 とうか、それはよくないので。

○服部委員 一瞬ふと思ったのは、治療終わるのを待ってお連れして帰ろうということになったら、ほかの方はその1台はもう、利用できませんよね。

○村井会長 ただ、恐らく、ここでできることは何かとか、待機料金はつけているけども、その待機料金のつけ方の費用の対価がふさわしいかふさわしくないかと。それだけの費用がかかるということで、ふさわしいかふさわしくないかという問題なのかなということぐらいしかないのかなと思うんです。これだけ取ったらっていう、

それだったらタクシー呼んで来てもらったら終わりだからってという話と、またそこへ抵触してくるところだと思うので。

ただ、今言われたように、事業所の方も成り立たないといけない部分があって、多少の対価であれば認めるということも可能かなということになると、少し残しておいて、ただ、ここの申請のときに待機料金とつけてこられたものが、ふさわしい料金かどうかということを設定し直してくださいというやり方も当然出てくるわけですから、そういった意味では、項目としては残しておくことも可能かなと。事業所としてはできるだけ努力してくださいねということという話にはできないことはないかなと思うんです。

いかがでしょうか。迎車回送については、滋賀県のタクシー状況がそういうことになってるわけですからあれですけど、待機については少し、そういう意味では、事業所が全然増えないようでも、また困りますので、そのことによって。いかがでしょうか。

○入江委員 すいません、産業建設部の入江なんですけど。

今の迎車回送料金ですか、そこについては、当然基準の方にも載せておるんですけど、これが例えば法律上、これを見ることが認められておると、ことができるというように書き方をしておって、それをあえて削るとするのは、果たしていかななものかと思うんですよね。だから、皆さんが、利用者さんが、これはもう必要ないよという合意のもとでやるなら自由だと思うんですけど、それを、初めから法律で認められるものを載せていかないというものが、じゃあ、何でだと、こういう話になると思うんですよね。だから、そこら辺を考えると、別に載せていてもいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。

○村井会長 ただ、これを載せていて書いてこられて、ということは認めるということになりますよね。基準を下げてでも認めるということ。

○入江委員 いや、だから、法律上認められるものを、認めないというのをしてしまうのが、じゃあ何故なんですとかという話になると思うんです。法律の方が、当然上位法令でございますので、じゃあ、そのときに太刀打ちができるかという問題が出てくると思うんです。

○後藤委員 この対価をあくまでも通達で、しかも取ることができるという話ですから、そこは地域の合意で、あくまでも基本は利用者保護の観点ですから、ここの地域の合意で草津市に申請していただくものについては、そういう待機料金は認めませんというのは法律じゃありませんのでね。通達の話です。しかもその場合、通達で

いうところの144号で対価の取り扱いというところにあるんですけど、確かに取ることができるとはなっていますね、表現上。考えられるという形で、待機料金。なっていますけども、これを基本はこの協議会の合意ですから、ここの協議会の合意で、じゃあ、そんな高い回送料金を認めないという形であれば、そこはそれで別に法に抵触するものではありません。

だから、上乘せ基準というのは、ほかの市でいくつもあります。国の最低基準より厳しくしたり、例えば大津市さんの場合損害賠償のところ厳しくなっているとか、それは地域の合意があれば、極端にNPOさんの参入をはばむような、物すごい厳しいハードルであれば、それはまたちょっと別の話なんだろうけども、通常は私どもの国がお示しした最低の基準よりも、厳しい基準をたてておかれる市は幾つかありますので、そこはこの協議会の合意があれば、問題はないと。

○入江委員 法的にそれは有効。

○後藤委員 この対価も法でまでは決まっていますので、あくまで有償という対価が取れるということでしか法では決まっていますので。

○村井会長 よろしいですか。

そうしましたら、とりあえず、ここのところについては迎車回送料金についてはあるとして、待機料金については、とりあえず残しておくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

○村井会長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

○後藤委員 損害賠償のところ、基準の方には、文書の表現の方には書いてもらっているんですが、その次の14ページの事前審査書の下から2段目の任意保険の欄に、搭乗者傷害、事務局のほうで搭乗者傷害って言われましたけども、基本はこの利用者は、対人、対物に含めてくださいと。旅客で、運行上に生じた旅客その他のものの生命とありますので、通常は自家用車でいう対人というのは、乗ってる方じゃなく歩いている方だけなんですけども。タクシー用の保険というのは、乗ってるお客さんも旅客と同じようにみなしてるんです。

○川元都市計画課主査 すいません、タクシー用。

○後藤委員 タクシー用の保険に入れということじゃないんですけども、例えば搭乗者傷害でまかなえたとしても、8,000万円まかなえる搭乗者傷害って実際にあるのかなという気がするんだけど。皆さん多分業務用みたいな保険に入っていてだと必然的にその旅客も対人扱いになるはずなんですけども。搭乗者で入っちゃうと、

8,000万円、搭乗者無制限というのものもあるんでしょうけど、そうするともうちょっと問題がある対物、お客さんの持ち物を保障しなきゃだめですので、そこがどうなのかなど。

ここだけ、あっちこっちでなかなか理解されていないケースがあって、あくまでも旅客も対人ですよという形の任意保険というのを求めていますので、だから、搭乗者傷害という言葉を出していただくと、それでいいのかと。もちろん搭乗者傷害で、今の対人8,000万円を超えて、対物200万円を超えるような搭乗者傷害があれば、それはそれで問題はないんですけどね。

ちょっとこういったのをものすごくきっちり書いてるのは、運転者の違法行為により免責にならないことという条件がなってますので、例えばもちろんあってはならないことですが、運転手さんが酒気帯び運転していて事故したと。で、酒気帯びでしたら免責部分が出てきますので保障はするけど10万円免責ですよとか。それはだめですよと言ってますので、旅客のことは、旅客が悪いわけじゃないですから、完全に保障していただく制度になってますので、そこだけはちょっとご理解いただきたいと思います。

○村井会長 そうすると、ここをちょっと書き方変えないといけませんね。任意保険のところの様式のところ、搭乗者傷害というところの。

○川元都市計画課主査 削除という形で。

○後藤委員 で、この文言を入れていただくかですね、旅客その他のもの、という表現にさせていただいたら。

○村井会長 そうですね。

○後藤委員 どうしても、自家用保険の頭がある方だと、普通はマイカー保険でいい無制限だからいいんだという考えがありますんで。

○村井会長 わかりました。

当然、申請される側にもきちんとかう、説明できるものをつけておかないといけませんね。

○後藤委員 そうですね。そこはちょっと、幾つか誤解が出ているところがありましたので。

○村井会長 じゃあ、その辺については、また事務局、後藤専門官にご指導をいただいて、本書式等については修正していただけますか。

○内田産業建設部主監 修正させていただきます。

○村井会長 よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。何か。

よろしいですか。よければ、次の幹事会の運用についてお願いしたいと思いますが。

○川元都市計画課主査 　　実は、幹事会の運用につきましては、先ほどの申請の流れの中で、話をさせていただきまして、先ほどご採決いただいたところでは、案3で取り決めましょうということなのですが、判定委員会のメンバーについて選任が残っておりますので、それをよろしくお願いしたいと思います。

○村井会長 　　そうすると、判定委員会のメンバー構成について。

○川元都市計画課主査 　　メンバー構成について、案3の7の3、幹事会（判定委員会、一般旅客）と書いてあるような事業者さんの代表という形で、あるいは有償運送事業者さんの代表、高齢、障害福祉行政、ほかという形で、ほかで考えられるのかどうかという部分について残しておるんですけども。

○村井会長 　　なるほど。わかりました。

いかがでしょうか。今、大体、入られているのが、大津なんかはそのぐらいのところですね。特に、都市計画の方からっていうことは別に問題はないわけですね。どっちかっていうと利用者さんの方ですからね。どうなんでしょう。この中では。

○川元都市計画課主査 　　我々は事務局として。

○村井会長 　　じゃあ、入るだけで。

これ以上増やしても、かえって判定。

○服部委員 　　何名ぐらいなんですか。

○村井会長 　　大津なんかでは3名ですよ、確か。だから、各代表1名ずつぐらいのところでは4名からぐらいで大体していただいて。代表としては各1名にするのか、それとも2名で、行政の方が1名ずつ出していくのかというようなこともあると思うんですけども。でも、多くても4、5名ぐらいですよ。それ以上多くなってくると大変だと思うんですけども。

○前野委員 　　幹事会の意味がなくなります。

○村井会長 　　意味なくなりますね。

○内田産業建設部主監 　　事務局でちょっと考えていますのは、一般旅客の運送事業者の意見のとりまとめをタクシー協会の加茂委員にお願いをしたいなと思ってますし、福祉有償運送の実態につきましては、柳田委員、それと、高齢福祉行政により実務に近い長寿福祉介護課長、それと、障害福祉行政においても障害者自立支援課長を基本にしてはどうかという素案を持っています。その中で、我々は、事務局として入らせていただくということになるかと思いますが。今、そういう素案でござい

ます。

○村井会長 今の事務局の素案について、いかがでしょうか。妥当な線なのかなと思いますけど。

加茂委員、両方で大変ですけど、大丈夫ですか。

○村井会長 じゃあ、事務局案でご了承いただいたものとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それで、幹事会についてはこれでよろしいということで、その他のところで、最後、今後のスケジュールというところをお願いできますか。

○内田産業建設部主監 今後のスケジュールでございますが、本協議会は法定会議でありますので、NPO法人等から申請があれば協議会を開催させていただこうということで、審議をお願いしなきゃいかんということになるわけでございますが、事務局としましては、先ほど申しましたように四半期に1回ほど、年間4回ぐらいを考えておりました、次回でございますけれども、できますれば6月2日の週ぐらいにお願いできないかなというふうには考えております。

○村井会長 その前に、広報して、いつごろから申請日を受けつけて云々というのは、どういうふうに今。

○川元都市計画課主査 基準に関しましては、今ご審議いただきましてかたまりまして、後、細かい修正については適宜処理をいたしますので、これでご承知いただいたということで、可及的速やかに、4月の中旬に広報並びに申請受付の方を開始するという進めさせていただいて、連休5月、ゴールデンウィークがございしますが、それをめどに、提出をお願いできればというような流れを考えております。そのあと、連休明け、ちょっとこちらにも議会があるということですので、6月の第一週で申請があってもなくても開催できれば。

○村井会長 ということは、次回6月の分については、申請あるなしにかかわらず、この運営協議会をやるという。

○川元都市計画課主査 基本は、あったら開くというのが基本なんですけども、今年度に関しまして連携計画ですね、親会議の方で所掌しております連携計画、公共交通の連携計画、これの付託をこちらの有償運送の部分では受けておる関係上、課題抽出並びに計画についても、ご討議、ご審議をいただくという部分もございしますので、よろしくお願いいたします。

○村井会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、今、おっしゃっていただきました6月の初旬に委員会を開きたいと。ま

だちょっとこれ、日にちを決めるのは早いですね。2日の週ぐらいということで、また、事務局としても申請云々という、事務的な手続がきちっとこれで滞りなく行くというところでやっていただいた方がいいと思うので。とりあえず、次年度の一回目というのでは、6月の初めぐらいを予定しているということで、スケジュールを決めさせていただきたいと思っているので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上で議題については終わりですけど、委員さんの方から、何かほかに、その他事項でありますでしょうか。

よろしいですか。

じゃあ、事務局の方にお戻ししますので、よろしく願いいたします。

○内田産業建設部主監 どうもありがとうございました。長時間にわたりまして、活発なご審議をいただきましてありがとうございます。

本日、いただきました意見につきましては、今後の計画の策定、あるいは内容の修正等を加えさせていただきまして、まとめさせていただきたいと思います。

それと、本日ございました議論としてまだ疑問の部分等ありましたら、意見シートにて事務局の方へお願いできればと考えております。

本日は本当に長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後3時20分閉会)

会 長 _____ 印

職務代理者 _____ 印